

提出先:管轄の総務部

健康保険の誓約書 (退職時)



本書は、退職日から5日以内に健康保険証等を添えて管轄の総務部（管理部）へ提出してください
健康保険証等が発行されていない方（2024年12月以降の加入者など）も、本書の提出が必要です

●誓約者（被保険者本人） ※健康保険証等が返却できない場合は「(様式番号8) 滅失届」も提出してください

氏名 (健康保険証の記号-番号)	退職日	健康保険証/資格確認書	返却枚数
(2000 -)	年 月 日	本人	枚
		家族	枚

※健康保険証の記号-番号が不明な方は、被保険者本人の個人番号12桁を↓に記入ください

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【誓約（確認）内容】

- 資格喪失日以降の診療等に関して、健康保険組合に医療費請求が行われた場合は、当該医療費および健診費用等を返納します（被扶養者家族も含む）
[ご参考] 資格喪失日以降の受診時は、健康保険が変わったことを伝えましょう
- 在職中の診療等について、健康保険の給付金が発生した時は、以下の金融機関口座への振り込み、および通知を希望します

●退職後の連絡先、及び給付金受取口座

住所	〒 -										
電話番号	自宅	-	-	携帯	-	-					
メールアドレス	@										
受取口座	銀行・金庫 信組・農協			本店 支店		預金種別 : 普通口座					
	銀行コード				店番						口座番号 (右づめ記入)
口座名義 (フリガナ)	*本人名義に限ります										

<給付金が発生した場合などに、上記情報を利用します>

※任意継続保険加入申請をされた方は、申請時の口座を優先します。

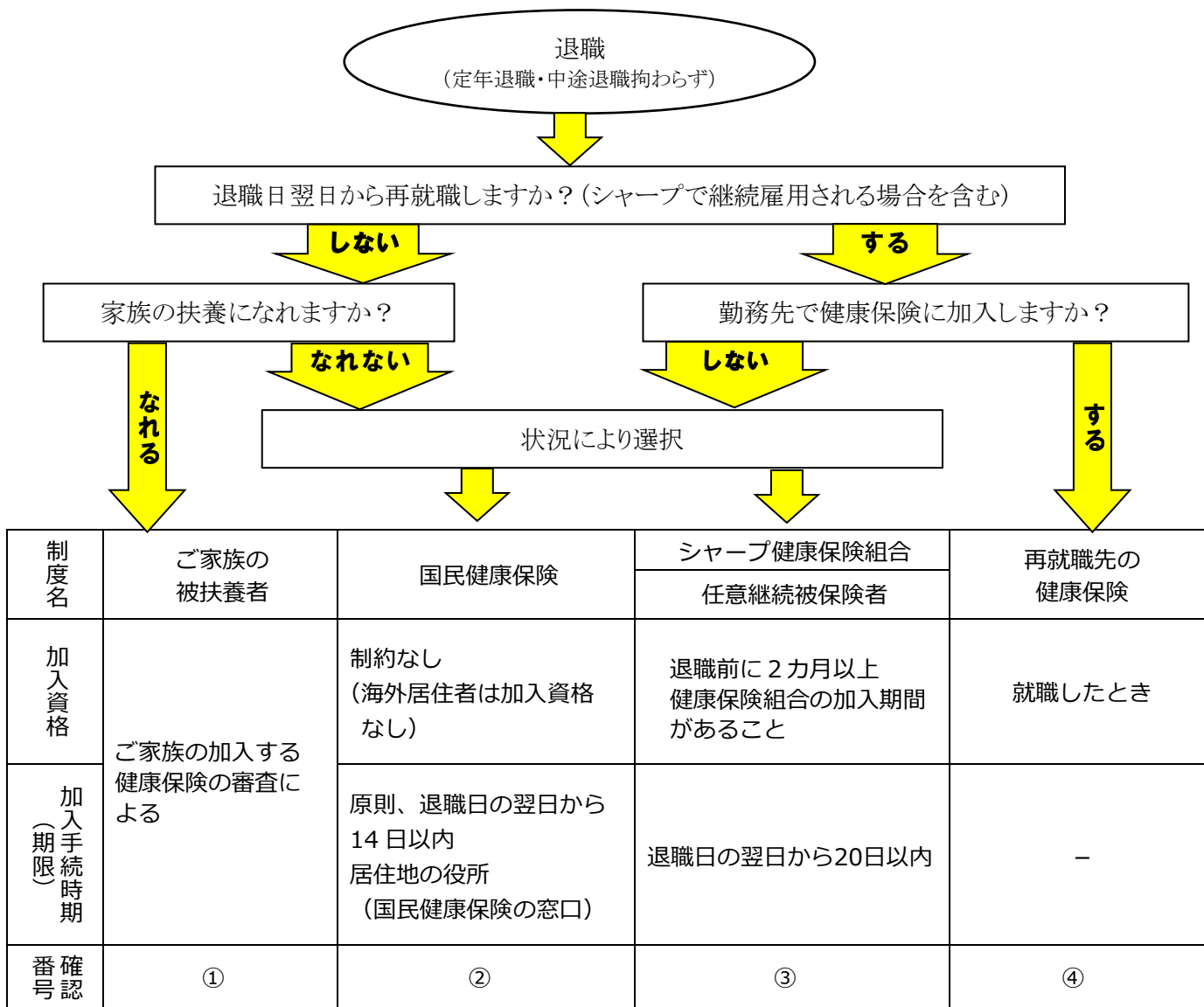
☆個人情報の取り扱いについては、公表の「個人情報保護基本方針 (プライバシーポリシー)」に則り、利用の範囲内で取り扱います

【問い合わせ先】 シャープ健康保険組合 <http://kenpo.sharp.co.jp>
 大阪府八尾市北亀井町3丁目1番72号 (〒581-8585)
 保険証担当 (外線) 050-5530-3927 (内線) 8-570-001387
 給付金担当 (外線) 050-5530-3926 (内線) 8-570-001386

退職後の健康保険手続きチェック



退職後の状況により、加入する健康保険や手続きも異なりますので、チェック表で確認しましょう



【確認番号リスト】

- ① ご家族が加入する健康保険で手続きを行ってください。
- ② 「国民健康保険」の加入手続きには「健康保険資格喪失証明書」が必要です。
※シャープ健康保険組合のHPから「様式番号 63」ダウンロードし、管轄の総務部または管理部に交付依頼してください。
- ③ シャープ健康保険組合のHPから手続き書類等をダウンロードして、直接健保組合に提出してください。
不明な点は、管轄の総務部管理部、またはシャープ健康保険組合へお問い合わせください。
- ④ 就職される勤務先（事業主）が手続きを行いますので、ご本人の手続きは不要ですが、扶養家族がいる方は申請が必要です。手続き方法は、各自就職先でご確認ください。

●定年退職後、社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入して雇用継続となる方は、健康保険に関する手続き不要です。

※雇用継続時の社会保険加入状況がご不明な方は、管轄の総務部や管理部の給与・労務担当にご確認ください。